

委員長の選挙について

議事運営のため、次期委員長の決定を求める。

２００９年（平成２１年）４月１０日提出

藤沢市教育委員会

委員長 鈴木 紳 一 郎

1 任 期

２００９年５月１日から２０１０年４月３０日まで

2 提案理由

藤沢市教育委員会委員長が２００９年４月３０日をもって任期満了となるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１２条の規定に基づき、次期委員長の決定を求める。

参 考

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 抜粋

(委員長)

第１２条 教育委員会は、委員(第１６条第２項の規定により教育長に任命された委員を除く。)のうちから、委員長を選挙しなければならない。

２ 委員長の任期は、一年とする。ただし、再選されることができる。

３ 委員長は、教育委員会の会議を主宰し、教育委員会を代表する。

４ 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ教育委員会の指定する委員がその職務を行う。